

邑南町奨学基金条例

平成23年1月24日

条例第1号

邑南町奨学基金条例(平成16年邑南町条例第71号)の全部を改正する。

(目的)

第1条 この条例は、向学心を持ちながら経済的理由によって就学が困難な者を援助するため、邑南町奨学基金(以下「基金」という。)を設置し、学資の貸与(以下「奨学金」という。)を行うことを目的とする。

(基金の額)

第2条 基金の額は、62,202,000円とする。

2 必要があるときは、予算の定めるところにより基金に追加して積立てをすることができる。

3 前項の規定により積立てが行われたときは、基金の額は積立て額の相当額を増加するものとする。

(管理)

第3条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

(運用益金の処理)

第4条 基金の運用から生じる収益は、毎年度予算の定めるところによって一般会計へ繰り入れる。

(繰替運用)

第5条 町長は、財政上必要があると認めるときは、資金貸与に支障のない範囲で、確実な繰り戻しの方法によって歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(貸与対象)

第6条 奨学金を受けることができる者は、次の各号に該当する者とする。

(1) 本人又はその保護者が邑南町に住所を有していること。

(2) 学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に定める高等学校、中等教育学校(ただし、後期課程)、特別支援学校(ただし、高等部)、大学、大学校(同法で定める学校以外で、国家公務員の身分を有する大学校及び公務員等の研修施設としての大学校を除くものをいう。)又は高等専門学校若しくは同法第124条に定める専修学校に在学していること。

(3) 心身ともに修学に耐え得ること。

(4) 経済的理由で学資の支弁が困難であること。

(5) 邑南町が実施する他の奨学金を受けていないこと。

(貸与金額)

第7条 奨学金の額は、別表に定める額を上限とする。

(貸与条件)

第8条 奨学金を受ける際の条件は、次の各号に掲げるものとする。

(1) 奨学金には、利子を付さない。

(2) 奨学生は、奨学金を受けるにあたって、別に定める連帯保証人1名を立てなければならない。

(3) 奨学金の貸付期間は、貸付を決定した年度の4月から、奨学生が在学校の正規の修学年度を終了する日の属する月までとし、これを限度とする。

(4) 奨学生は、奨学金全額について、在学する学校を卒業した年度の翌年度を据置期間とし、翌々年度から償還を開始し、貸与年数の2倍の年数を限度として年賦、半年賦又は月賦等により償還しなければならない。

(実地調査等)

第9条 町長は、必要があると認めるときは、奨学生に対し関係資料の提出を求め、又は実地調査におもむくことができる。

(奨学金交付)

第10条 奨学金は、本人に対して2箇月ごとに交付する。ただし、特別な事情がある場合は、本人の同意により保護者に交付することができる。

(奨学金貸与の一時停止)

第11条 奨学生が次の各号のいずれかに該当した場合は、奨学金の貸与を一時停止する。

- (1) 休学したとき。
 - (2) その他貸与の一時停止が適当であると町長が認めるとき。
- (奨学金貸与の取消し)

第12条 奨学生が次の各号のいずれかに該当した場合は、奨学金の貸与を取り消すものとする。

- (1) 死亡したとき。
 - (2) 退学したとき。
 - (3) 奨学金の貸与を辞退したとき。
 - (4) その他貸与が適当でないと町長が認めるとき。
- (償還の猶予)

第13条 奨学生が、次の各号のいずれかに該当する場合は、申請により町長の認める期間、償還を猶予することができる。

- (1) 障がい、進学その他特別の理由により奨学金の償還が困難なとき。
- (2) 第8条第4号に定める償還の開始時期(ただし、前号の規定により既に償還猶予を受けている場合は、猶予後の償還開始時期)までに邑南町内に住所を置き、居住しているとき。

(償還期間の延長)

第14条 障がい、進学その他特別の理由により奨学金の償還が困難な者については、申請により町長が認める期間、償還期間を延長することができる。

(償還の免除)

第15条 第8条第4号の規定にかかわらず、町長は、奨学生が次の各号のいずれかに該当する場合は、邑南町奨学生審査委員会への諮問を経て、償還金の全部又は一部を免除することができる。

- (1) 死亡したとき。

(2) 障がいその他特別な理由により、奨学金の償還が著しく困難であると認められるとき。

(3) 据置期間と第13条第2号の規定により償還を猶予された期間が、あわせて5年を経過したとき。

(繰上げ償還)

第16条 奨学生は、必要に応じ償還金の全部又は一部を繰上げ償還することができる。

2 町長は、奨学金がこの条例に定める目的以外に使用された場合、又は別に定めるとおり償還が履行されない場合は、償還金の全部又は一部を繰上げ償還させることができる。

(委任)

第17条 この条例に定めるもののほか、基金の管理及び資金の貸与等に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例(以下「新条例」という。)は、平成23年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 新条例の規定は平成23年4月1日以後に貸与を決定する奨学金から適用し、平成23年3月31日までに貸与を決定した奨学金については、なお従前の例による。ただし、邑南町奨学基金条例(平成16年邑南町条例第71号。以下「旧条例」という。)に規定する奨学生審査委員会の事務は、邑南町奨学生審査委員会条例(平成23年邑南町条例第2号)に規定する邑南町奨学生審査委員会が行うものとする。

3 新条例の施行の日の前日までに旧条例の規定により積み立てられた基金は、新条例により積み立てられた基金とみなす。

別表(第7条関係)

区分	貸与月額
----	------

高等学校、中等教育学校後期課程及び特別支援学校高等部	国、公立	15,000円
	私立	20,000円
短期大学、高等専門学校、専修学校及び大学校(2年制大学と同等の課程)、大学及び大学校(4年制と同等の課程)、大学院	国、公立	35,000円
	私立	40,000円